

第5次合志市男女共同参画推進行動計画策定業務委託仕様書

1. 業務概要

(1) 業務名 第5次合志市男女共同参画推進行動計画策定業務委託

(2) 契約期間 契約締結日～令和9年3月5日とする。

(3) 業務の目的

第5次合志市男女共同参画推進行動計画策定業務委託（以下「本業務」という。）は、多様化・高度化する社会にあって、合志市（以下「委託者」という。）において豊かで活力ある地域をつくるため、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現のための第5次合志市男女共同参画推進行動計画（以下「第5次行動計画」という。）策定を目的とする。第5次行動計画の策定にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえ、時代の潮流を的確に把握した男女共同参画推進行動計画の指針を描くものとし、また、実効性の高い計画を策定する。

2. 業務内容

(1) 第5次行動計画の策定に向けて行う調査及び分析等の支援業務

①現行計画の検証

委託者が行った現行計画の進捗状況調査の結果を踏まえ検証すること。

②国や熊本県等の動向の把握・整理

内閣府をはじめ国の機関及び熊本県等の施策の動向を把握し整理すること。

③市民意識調査の結果分析

委託者が令和7年9月に実施した市民意識調査の結果を詳細に分析すること。

(2) 計画準備・資料収集整理

本業務の目的を十分把握し、合理的な工程別の作業計画を立案するものとする。また、業務の遂行に必要な資料収集について調整を図り、適切な作業計画とする。

また、事業所実態調査、団体意識調査、キーパーソンヒアリング調査、こども・若者の意見聴取等を行う。

(3) 第5次行動計画素案（基本理念・基本目標・計画の体系等）作成

委託者における男女共同参画社会の実現に向けて取り組む課題を明確にし、その実現に向けた理念・目標・施策を示すものとする。

また、委託者の実情・実態を踏まえ、委託者らしさを盛り込むことにより、第5次行動計画がより一層住民と行政が一体となった取組みとして展開されるよう推進体制を確立し、計画的に推進されるための指針等を立案するものとする。

(4) 合志市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）及び庁内作業部会の運営支援業務
各会議の開催に関する必要な資料の収集・作成、意見集約、その他会議の円滑化を図るため、必要に応じて同席するものとする。懇話会3回程度及び庁内作業部会2回程度を予定するが、状況に応じて委託者、受託者協議のうえ決定する。

(5) パブリック・コメント手続の実施に関する支援業務

素案については、合志市パブリック・コメント手続要綱（平成18年合志市告示第134号）に基づき実施する。その概略を住民に分かりやすく周知するための第5次行動計画（案）を含んだ資料の作成支援を行う。

また、実施期間中に市民から寄せられた結果の集計、意見対応策の検討支援を行う。

(6) その他

委託者が必要と認める事項について、適宜支援を行うものとする。

3. 成果物

本業務契約に係る成果品及び納入期限は下記のとおりとする。

なお、成果品の管理及び権利の帰属はホームページ掲載も含め、全て委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① 計画書等の各原稿データ電子記録媒体に保存、HP掲載のためのPDFデータを含む) | 一式 |
| ② 計画書（A4、本文100ページ程度、表紙カラー、本文4色刷） | 100部 |
| ③ 概要版（A4サイズ、8ページ、表紙カラー、本文4色刷） | 25,200部 |
| ④ 納入期限 | 令和9年3月5日（金）までに、委託者が指定した場所に納品すること |

4. 委託契約の条件

- (1) 委託を受けた業務については、業務を一括して第三者に譲渡してはならない。
- (2) 業務に関しては、委託者の独自性を考慮し、特色ある計画となるよう配慮するとともに、委託者と緊密な連携を保ち業務を円滑に進めるため、進捗状況に応じて逐次連絡調整を行わなければならない。
- (3) 業務遂行に当たり個人情報取り扱いに十分留意し、漏洩の無いような実施体制を整えなければならない。また、業務遂行に当たり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務において委託者が貸与する資料について、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損・滅失・盗難等の事故がないように取り扱わなければならない。
- (5) 成果品に第三者が権利を保有する文章等を使用する場合には、受託者の負担により受託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) この他、本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議する。